

令和6年9月定例会議員提出追加議案目録

議第 3号 水谷あゆみ議員に対する問責決議案

議第3号

水谷あゆみ議員に対する問責決議案

阿南市議会会議規則第14条第1項の規定により、上記の議案を提出します。

令和6年9月24日提出

阿南市議会議長 藤 本 圭 殿

提出者	阿南市議会議員	山崎 雅史
賛成者	//	横田 守弘
	//	平山 正光
	//	湯浅 隆浩
	//	幸坂 孝則
	//	渡部 友子
	//	武田 光普
	//	佐々木志満子
	//	橋本 幸子
	//	金久 博
	//	荒谷 みどり
	//	福谷 美樹夫
	//	奥田 勇
	//	陶久 晃一

## 水谷あゆみ議員に対する問責決議案

去る9月5日、岩佐市長に25億円の賠償を求める住民訴訟が起こされ、その原告の中に阿南市議会議員である水谷、下川両氏の名も含まれている。

住民監査請求も住民訴訟も市民に与えられた権利であることは、言うまでもないところである。しかし今回の訴訟の内容は、阿南市議会で十分な審議のもと、議決したことを違法であるとしており、その主張に理由が無いことは明らかである。

もっとも財政調整基金の取り崩し事由について司法の見解を求めるという点については、一定の理解ができなくもない。

しかしながら、全く理解できないのは水谷氏が、昨年11月の阿南市長選挙において、岩佐市長と同じく、全市民に現金給付の公約を掲げて立候補した候補者（当時の現職）を応援していたにも関わらず、同様の公約を掲げた岩佐市長についてだけ批判を重ね、ついにはこのように訴訟まで起こした点である。

水谷氏が当時の現職を応援していたのは明白な事実であり、その候補者が全市民への現金給付を公約に掲げていたのも、多くの阿南市民が知るところの周知の事実である。ところが水谷氏は、岩佐市長が当選した途端、岩佐市長についてだけ批判を展開する一方で、その候補者については沈黙を保つというダブルスタンダード、矛盾した論理を展開している。

水谷氏が市議会議員として、市議会の中で同様の主張をするのであれば、それは議員の権利として否定されるものではない。水谷氏は市議会議員である以上、議場で批判を展開すればよいのであって、いたずらに訴訟を起こし、市政を停滞させ、訴訟費用に血税を浪費させるのは、いきすぎた行為であり、市議会議員として不適切だと考える。

また、今回の一連の経過は、様々なメディアを通し全国に拡散された。しかし、いたずらに訴訟を起こし、政争のイメージを阿南市に植えつけることは、市民にとって不利益なことは言うまでもなく、国の事業の採択や、補助金の選定にまで大きな影響を与えることを憂慮せざるを得ない。

岩佐市長個人に対して25億円もの賠償を求めることは、もはや常軌を逸脱しており、市議会議員としてふさわしくなく、市民からの信頼を損なうものである。

水谷、下川両氏が原告の一部であるが、市長選挙時点で公人の立場であったのが水谷氏のみであったので、まず水谷氏に対して強く反省を求めるとともに、市民からの負託を受けた市議会議員としての責務を果たすことを求めて、以上決議する。

令和6年9月 日

徳島県阿南市議会